



# 気候変動問題への 銀行界の取組みについて

産業界と一体となつた脱炭素化の実現に向けて

一般社団法人 全国銀行協会

2022年6月

# 目次

はじめに	3
1. 気候変動問題を巡る国内外の動向	4
(1) 経緯と背景	5
(2) 金融機関を取り巻く状況	6
(3) ステークホルダーからの期待の高まり	7
2. 銀行界の取組み	8
(1) 全銀協としての取組み	9
(2) 各銀行における主な取組み	10
① 顧客企業の支援	10
② 気候変動リスクの管理	12
③ 国際的なイニシアティブへの参加	13
3. 産業界と一緒に脱炭素化の実現に向けて	14
(1) 事業活動への影響	15
(2) 企業とのエンゲージメント	16
(参考) 関係省庁等の支援策	19
(参考) 用語集	20

# はじめに

## 昨今、国内外において、カーボンニュートラルの実現に向けた さまざまな取組みが進められています。

わが国では、2020年10月に政府が2050年カーボンニュートラル（以下「CN」という。）宣言を行い、2021年4月には野心的な目標として2030年度における温室効果ガス（以下「GHG」という。）の排出量を2013年度比46%削減することを表明しました。

こうしたなか、わが国銀行界としても、自らのGHGの排出削減に取り組むとともに、社会経済全体のCN／ネットゼロへの移行を、金融面からしっかりと支えていくことが喫緊かつ重要な課題となっています。全国銀行協会（以下「全銀協」という。）では、2021年12月に「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定し、脱炭素化の実現に向けて銀行界を挙げて取組みを進めています。

産業や地域ごとの特性等により気候変動に関する影響は異なり、個々の企業や地域の脱炭素化への道筋は必ずしも一律ではありません。金融機関としては、今後、顧客企業との対話等を通じて、そうした気候変動に関する変化が顧客企業にもたらすリスクおよび機会をさまざまな視点から把握・分析し、各顧客企業の置かれた状況に関する共通認識を、顧客企業との間で醸成していくことが重要となっています。

お客さまにおかれでは、本資料をご参考いただき、今後の対応の参考にしていただくとともに、金融機関との対話等にご協力をお願いできれば幸いです。

- ✓ 本資料は、一般的な情報提供を目的としており、法務、会計、税務その他の専門的助言を提供するものではありません。
- ✓ 本資料の利用により、直接または間接にトラブルや損失・損害等が発生しても、当協会は一切の責任を負いかねます。
- ✓ 本資料は、原則として2022年6月時点の情報にもとづいており、当協会が信頼できると判断した各種情報をもとに作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- ✓ 実際のご対応に当たっては、取引金融機関の担当者とご相談のうえ、進めていただきますようお願いいたします。

## 1 気候変動問題を巡る国内外の動向

---

## 2 銀行界の取組み

---

## 3 産業界と一体となった脱炭素化の実現に向けて

---

# 1 経緯と背景

2020年から国際枠組みであるパリ協定の運用が開始し、**世界的に脱炭素に向けた取組みが加速**しています。

わが国では、**2020年10月に政府が2050年CNを宣言し、翌4月には野心的な目標として2030年度GHG排出量の2013年度比46%削減を表明**しました。

## 気候変動を巡る政策動向

### 国際的な主な政策動向

2015年  
12月

**COP21：パリ協定採択**（2016年11月発効、2020年以降から本格運用開始）

2020年以降のGHG排出削減等のための国際枠組み。すべての参加国・地域がGHG削減・抑制目標を定めることを規定。

パリ協定  
運用開始  
2020年～

**各国：CNの取組み推進**

GHGの更なる削減に向け、世界的にCNに向けた取組みが加速。日本を含め、125か国・1 地域が2050年までのCNを表明（2021年4月末時点、経済産業省調べ）。



2021年  
11月

**COP26：グラスゴー気候合意採択**

2030年までを「決定的な10年」（critical decade）と位置づけ、今世紀半ばのCNおよびその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めることに合意。



### 国内の主な政策動向

2020年  
10月

**日本政府：2050年CN宣言**

菅内閣総理大臣が2050年までにCNの実現を目指すことを宣言。

2021年  
4月

**日本政府：2030年中間目標設定**

菅内閣総理大臣が野心的な目標として2030年度GHG排出量の2013年度比46%削減を表明。さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることを表明。

2021年  
6月

**経産省等：「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定**

「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策を策定。企業や産業の脱炭素化を推進。

2021年  
10月

**日本政府：地球温暖化対策計画の改定を閣議決定**

地球温暖化対策推進法にもとづく政府の総合計画。2030年度の削減目標等を踏まえて策定。その内訳として、産業部門は38%の削減目標が掲げられている。

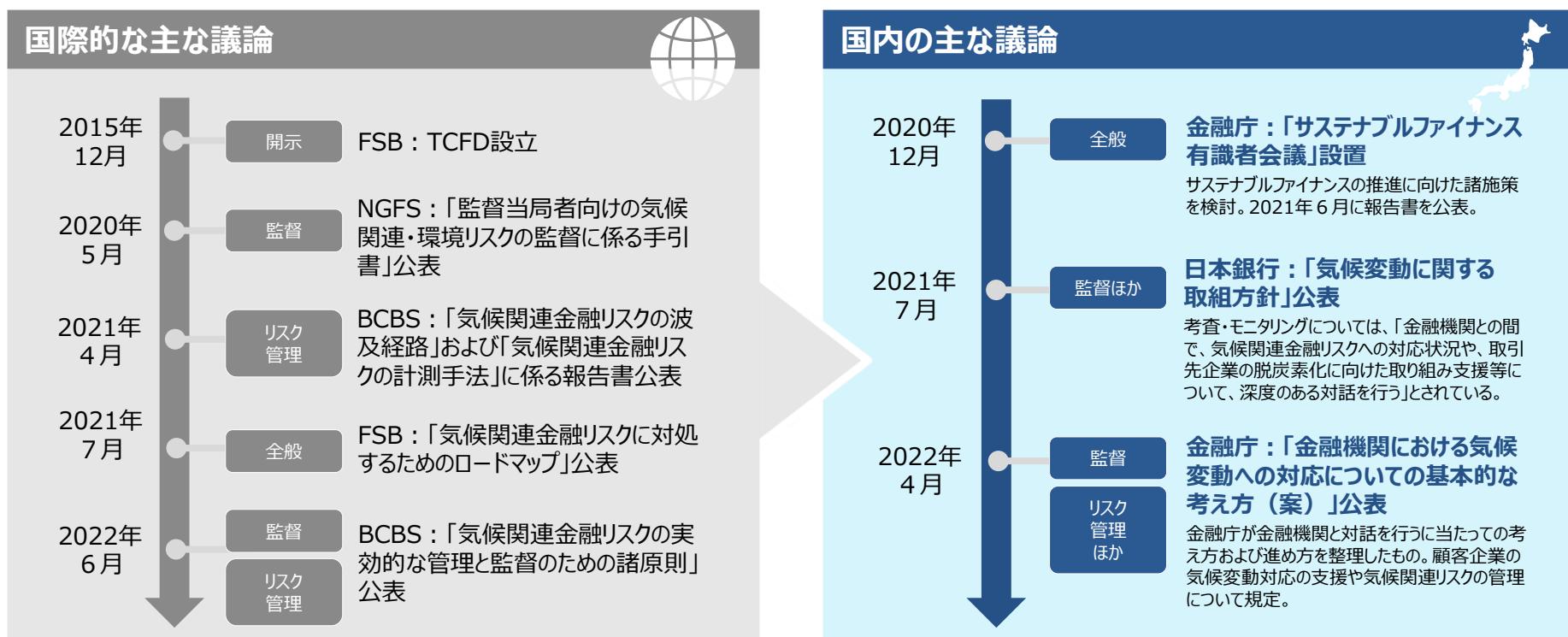


## 2 金融機関を取り巻く状況

金融分野においても、気候変動問題に関する議論が活発化しています。国内外でさまざまなルールメイキングが進んでおり、銀行は、こうした国内外の議論等を踏まえ、さまざまな対応が求められています。

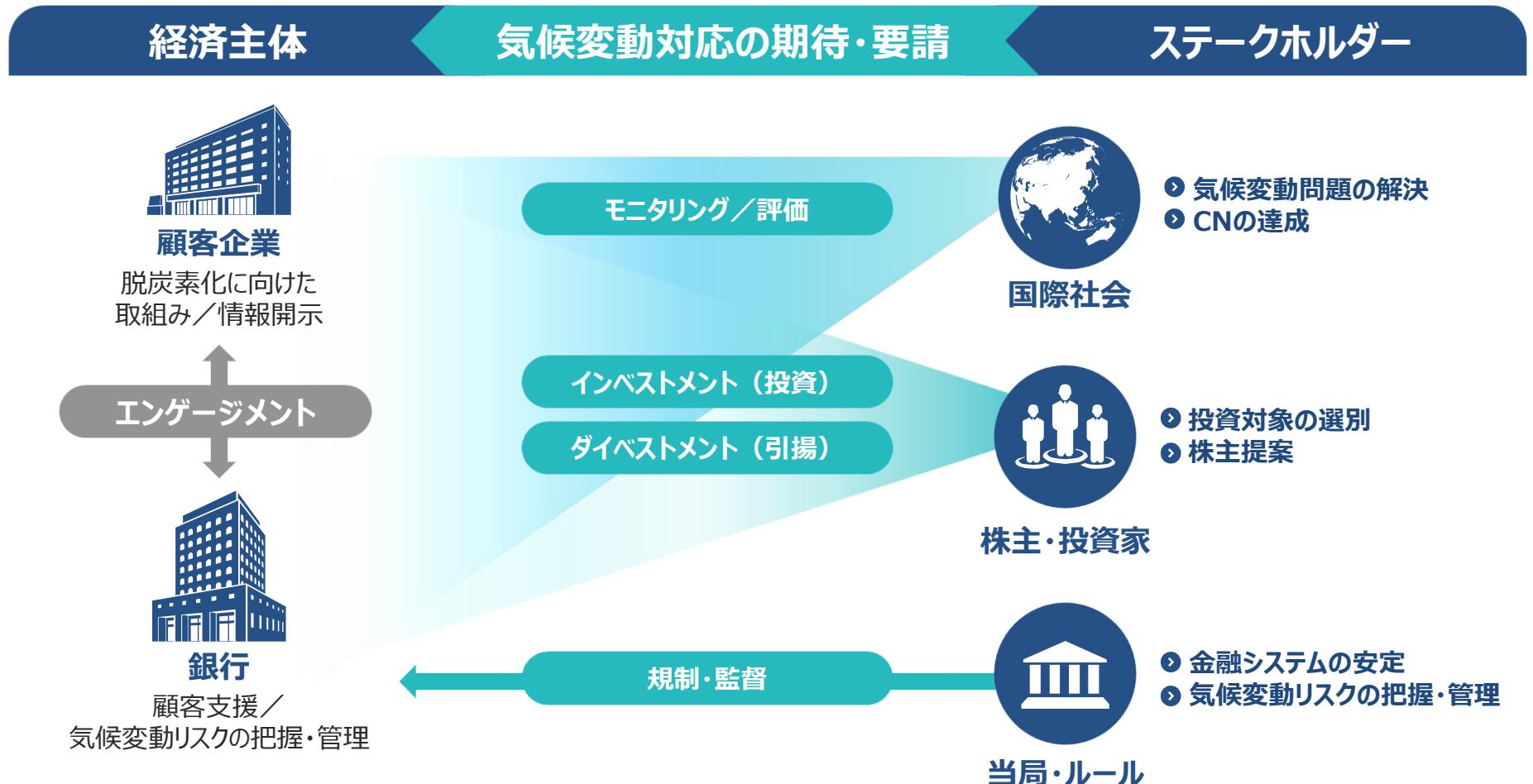
バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が2022年6月に公表した「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」では、例えば、銀行に対して気候変動リスクをリスク管理の枠組みに組み込むことを求め、同リスクに対して資本・流動性が十分か検証することを要請しています。

### 金融分野における気候変動問題を巡る議論



### 3 ステークホルダーからの期待の高まり

金融機関がどのようにCNの実現に貢献しつつ、気候変動に関する変化に対する事業の強靭性を高め、自らの持続可能な経営を確保するかは、金融機関の現在または将来のステークホルダーにとっての重要な関心事となっています。



## 1 気候変動問題を巡る国内外の動向

---

## 2 銀行界の取組み

---

## 3 産業界と一体となつた脱炭素化の実現に向けて

---

# 1 全銀協としての取組み

全銀協では、2021年12月に「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定しました。

これまで進めてきた気候変動問題への取組施策の体系化を図るとともに、中長期的な視点に立って、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定め、CNの実現に向けた銀行界としての取組みをさらに強化していく方針としています。

## 銀行界としてのミッション

社会経済全体の2050年カーボンニュートラル  
／ネットゼロへの「公正な移行」(Just Transition) を支え、実現する

## 全銀協の基本方針

- ④ お客様の移行支援に向けた会員各行の取組みを、業界団体として後押し、さらに加速させていくための基本方針

1 金融・社会インフラ  
としての役割発揮

2 産業界との連携

3 政府・関係省庁  
への提言

4 國際的な議論  
への参画

## 当面の重点取組分野

- ④ 全銀協として今後3年間で重点的に取組みを行う分野

1 エンゲージメント  
の充実・円滑化

2 評価軸・基準  
の整理

3 サステナブル・ファイ  
ナンスの裾野拡大

4 開示の充実

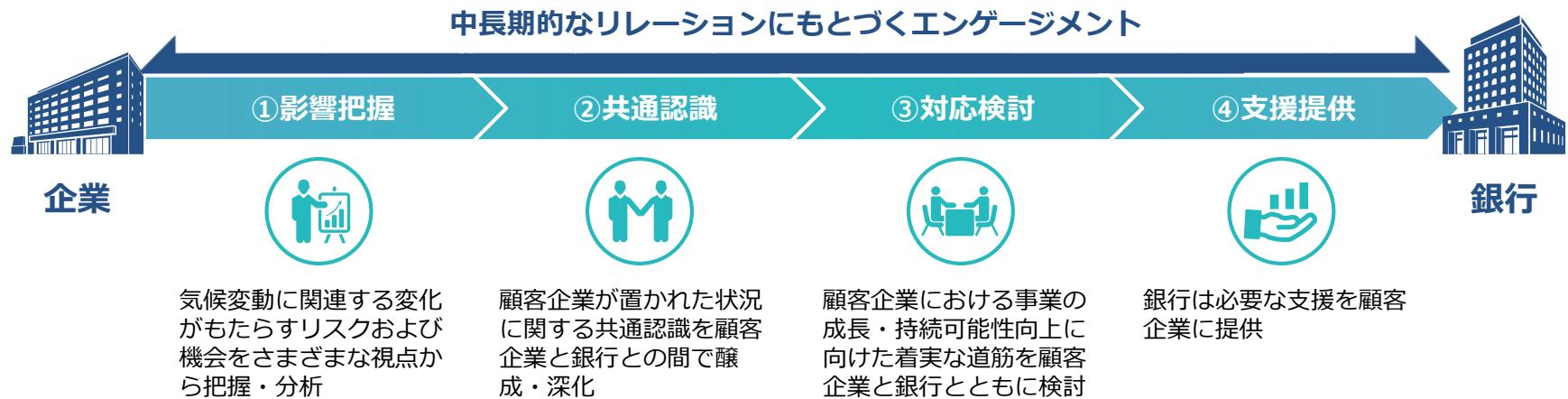
5 気候変動リスク  
への対応

## 2 各銀行における主な取組み ①顧客企業の支援

気候変動対応の支援を通じて、顧客企業の事業の成長・持続可能性の向上に積極的に関与していくことは、銀行にとってますます重要になっています。

そのために、まずは**銀行として、顧客企業とのエンゲージメント等を通じて、顧客企業との間で顧客企業の置かれた状況に関する共通認識を醸成することが不可欠**と考えています。

### エンゲージメント等の取組み



### 銀行による支援の例

- こうしたエンゲージメントを通じて、銀行は顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような支援を行い得る。

#### コンサルティング／ソリューションの提供

- GHG排出量の算定の支援
- 取引先企業の紹介（脱炭素に係るビジネスマッチング）

#### 成長資金等の提供（次ページ参照）

- 脱炭素化等の取組みを促す資金の提供（サステナブルファイナンス）

#### 面的企業支援／関係者間の連携強化

- 地域の関連サプライヤー企業群全体での支援
- 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

※銀行により提供サービスは異なりますので、詳しくは取引銀行にご確認いただきますようお願いいたします。

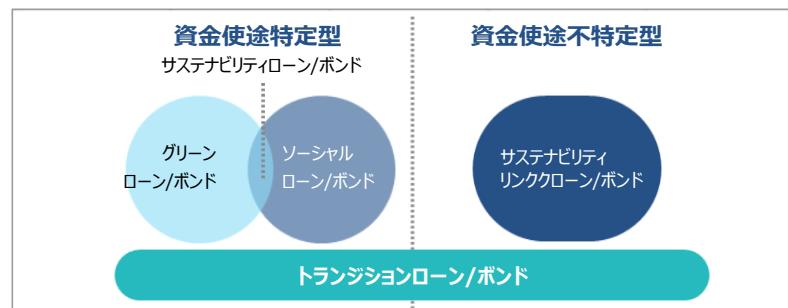
## 2 各銀行における主な取組み ①顧客企業の支援（続き）

銀行は、エンゲージメントを通じ、顧客企業の気候変動に関するリスクや機会を踏まえ、必要に応じて各種支援やサステナブルファイナンスをはじめとする成長資金等を提供することが期待されています。

### サステナブル・ファイナンスの取組み

- ④ サステナブルファイナンスとは、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の枠組みを直接的・間接的に支援することにより、強固で持続可能かつバランスのとれた包括的な成長の達成に貢献する金融であり、**目的や資金使途の制約有無に応じて、いくつかの種類に分類**。

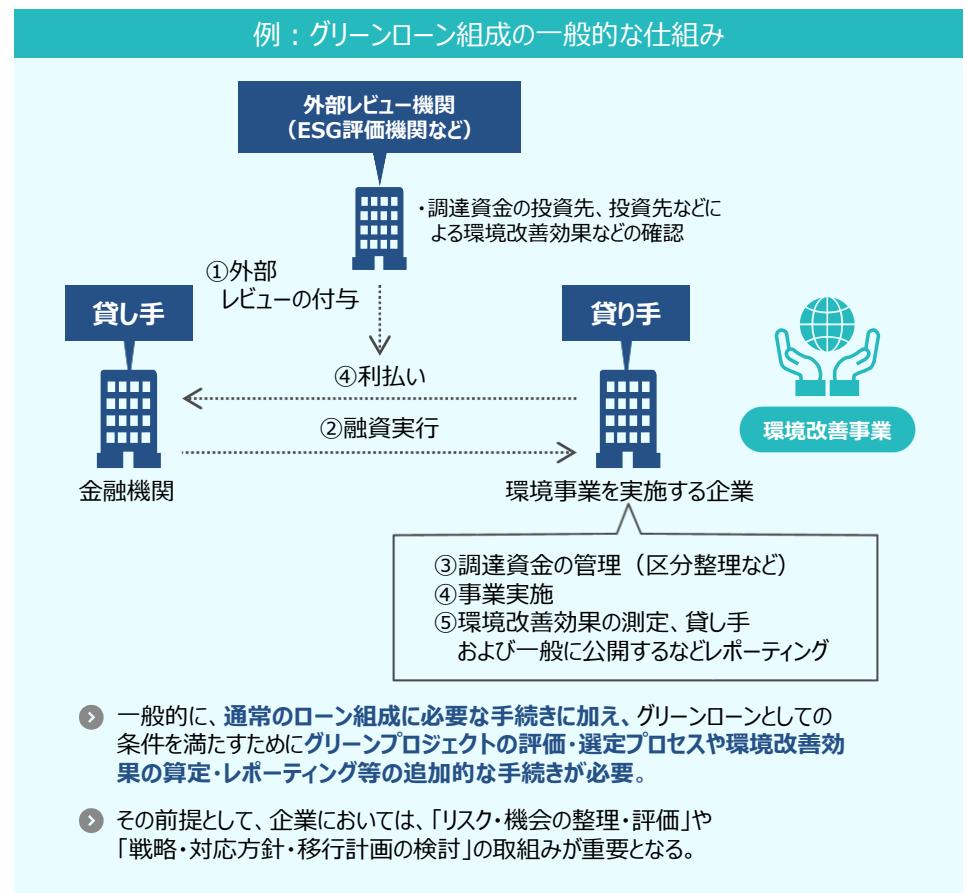
	商品	資金使途	概要
基本 類型	グリーンローン /ボンド	制約 あり	環境貢献事業に関する融資/債券 (再生可能エネルギー、水素等)
	ソーシャルローン /ボンド		社会貢献事業に関する融資/債券 (医療、介護、防災、教育、地域活性化等)
	サステナビリティロー ン/ボンド		上記両事業に関する融資/債券
追加 要素	サステナビリティ リンクローン/ボンド	制約 なし	サステナビリティ戦略に関する目標（SPT）を設定し、目標の達成状況に応じて金利等の条件が変動する融資/債券
追加 要素	トランジションローン /ボンド	基本類型 次第	脱炭素に向けた移行の取組みを行う企業やプロジェクトに対する融資/債券



※銀行により商品名や提供商品は異なりますので、詳しくは取引銀行にご確認いただきますようお願いいたします。

※融資に当たっては、各銀行所定の審査等があり、必ずしも融資を保証するものではありませんので、ご注意ください。

※サステナブルファイナンスは昨今国内外で急速に発展しているものの、普及途上のファイナンス手法となります。



## 2 各銀行における主な取組み ②気候変動リスクの管理

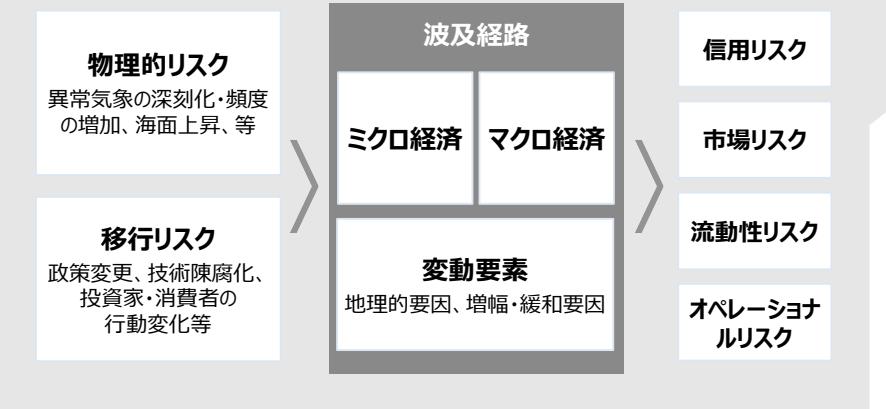
銀行は顧客企業の気候変動対応の支援と同時に、気候変動リスクの管理が求められています。

グローバルベースで気候変動リスク管理に係るルールメイキングが進んでおり、わが国においても、金融庁が「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」を公表しました。今後、銀行に対する検査・監督において、対話のための材料として活用することが予定されています。

### 気候変動リスク管理を巡る議論

#### 気候変動リスクとは？

- ④ 気候変動リスクは物理的リスクと移行リスクに分類。
- ④ 銀行と銀行システムは、マクロ経済およびミクロ経済上の波及経路を通じて、この物理的リスクと移行リスクに晒されている。
- ④ これらのリスクは、銀行や銀行システムにも多大なコストや損失をもたらす可能性がある。



#### 気候変動リスクの管理

##### 国際的な議論

- ④ 国際的に金融当局による銀行の気候変動リスク管理に関する検討が進展（6頁参照）。
- ④ 銀行は、気候変動リスクの対応に当たり、さまざまな取組み（コーポレート・ガバナンス、内部管理枠組み、資本と流動性の適切性、リスク管理プロセス、管理および報告、統合的リスク管理（信用リスク等）、シナリオ分析）が求められている。

##### 金融庁による国内金融機関向けのガイダンスの策定

- ④ 金融庁が2022年4月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」を公表。
- ④ 同ガイダンスでは、金融機関に対して企業の脱炭素化支援や気候変動リスク管理を要請。



## 2 各銀行における主な取組み ③国際的なイニシアティブへの参加

ステークホルダーからの期待・要請を踏まえ、**金融分野における気候変動対応は、民間主導の国際的なイニシアティブに発展**しています。

わが国の大手銀行もこうしたイニシアティブに加盟し、**投融資ポートフォリオにおけるCNの達成など、さらなる脱炭素化に向けた取組みを進めています。**

### 民間主導の国際的なイニシアティブ

#### NZBA（ネットゼロバンキングアライアンス）

- 2021年4月、2050年までに投融資ポートフォリオを通じたGHG排出量のネットゼロにコミットする銀行の国際的なアライアンスであるNZBAが設立。同時に、各金融分野の同様のアライアンスを取りまとめ、ネットゼロへの移行を加速させるためのフォーラムであるGFANZ（ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟）が設立。

##### GFANZ傘下の主なアライアンス

NZBA (銀行)	NZAM (アセットマネージャー)	NZAOA (アセットオーナー)
NZIA (保険)	NZFSPA (金融サービスプロバイダー)	NZICI (投資助言)

- !  
わが国の大手銀行\*は、NZBAに加盟し、投融資ポートフォリオの2050年までのCNを宣言している。NZBAでは、加盟に当たり、中間目標の設定や行動計画の開示等が求められている。

加盟後18カ月以内	多排出産業の最低1セクターの2030年脱炭素化の目標設定
加盟後36カ月以内	原則9セクターの目標設定（重要性がないセクターを除く） ※農業、アルミニウム、セメント、石炭、商業用・住宅用不動産、鉄鋼、石油・ガス、発電、運輸
加盟後48カ月以内	目標設定後、12カ月以内にその達成のための行動計画の開示

#### PCAF（金融向け炭素会計パートナーシップ）

- 顧客企業のGHG排出量（銀行におけるScope3：ファイナンスドエミッション）は、銀行の座礁資産ひいては健全性にも影響し得ることから、銀行においては、その計測・管理が重要。
- 2015年、融資や投資に伴うGHG排出量を計測し、開示することを目的とした国際的なパートナーシップとしてPCAFが設立。
- わが国の大手銀行なども、PCAFに加盟。PCAFでは、加盟に当たり、3年以内に融資や投資のポートフォリオに関連するGHG排出量を評価し、開示することにコミットすることが求められる。
- さらに、2021年11月、わが国における取組み拡大や各国との連携強化等を目的としてPCAF Japan coalitionが発足。



##### Scope1

事業者自らによるGHGの直接排出量

##### Scope2

他者から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴うGHGの間接排出量

##### Scope3

Scope 1・Scope 2以外の事業者のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的なGHGの排出量  
(銀行においては投融資先のGHG排出量が該当)

\*みずほFG、MUFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（2022年6月現在）

## 1 気候変動問題を巡る国内外の動向

---

## 2 銀行界の取組み

---

## 3 産業界と一体となった脱炭素化の実現に向けて

---

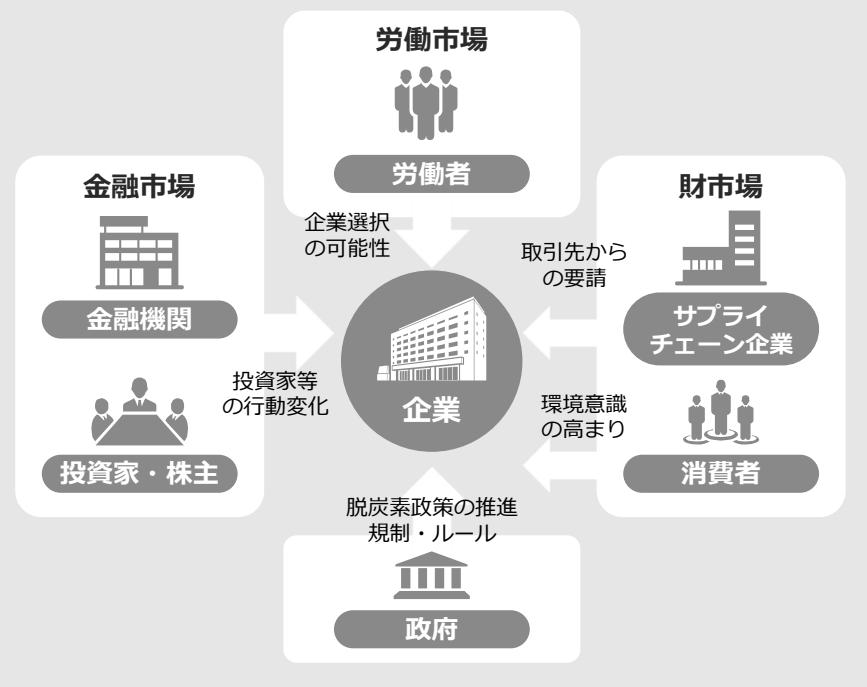
# 1 事業活動への影響

気候変動に関する議論・世界的な取組みが加速するなか、2050年のCN実現に向けて、今後、**グローバルに産業構造や社会経済の変革が起こり得る**と考えられます。

気候変動は、中長期的に企業に影響を及ぼし、企業の持続可能性にも直結する問題である一方で、短期間で対応することは困難であることが多く、**各企業においては、目標と計画を早期に定め、脱炭素に向けた着実な取組みが必要**です。

## 企業を取り巻く環境

- 企業もさまざまステークホルダーとの関係のなかで、気候変動対応の取組みを進める要請が高まっている。



## 事業活動への影響

### 企業の持続可能性

- 仮に企業の対応が進まない場合には、気候変動問題が顕在化するだけではなく、**物理的リスクや移行リスクを通じて企業の事業活動にも影響を与え、企業の持続可能性に直結**。

物理的 リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>洪水などの自然災害（突発的な急性リスク）</li><li>長期的な気候の変化（緩行的な慢性リスク）</li></ul>
移行 リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>炭素税など法や規制の変化</li><li>再エネ等の技術革新</li><li>特定のサービスの商品の需給の変化</li><li>低炭素への移行の遅れによる評価の低下</li></ul>

### 新たなビジネスチャンス

- 気候変動対応は、企業の産業や事業によっては、事業変革を伴う大きなチャレンジとなるが、**単なるコスト/リスクではなく、新たな成長の機会**でもある。
- 気候変動対応により、競争優位性にも繋がり得る。

資源効率	より効率的な生産および流通プロセスの使用等による操業コストの減少
エネルギー源	より低排出のエネルギー源や新技術の使用等による操業コストの減少
製品・サービス	低排出商品およびサービスの開発による収益の増加
市場	新規および新興市場へのアクセスを通じた収益の増加
レジリエンス	サプライチェーンの信頼性とさまざまな条件下での業務能力の向上

## 2 企業とのエンゲージメント

企業を取り巻く環境変化も踏まえ、**企業と銀行双方が密な連携・協力を**行いながら、**気候変動対応を進めること**が必要です。

銀行は、エンゲージメントを通じ、顧客企業の状況やニーズに応じたソリューション（各種支援やファイナンス等）を提案することにより、企業の事業の持続的成長にも資するよう、企業の気候変動対応をサポートすることが重要となっています。そのためには、顧客企業における対応の検討や開示の充実が期待されます。

### エンゲージメントプロセス

- ① 気候変動は企業の持続可能性に直結する問題であり、企業によっては事業変革を伴う大きなチャレンジとなる一方、新たな成長の機会でもある。
- ② こうした取組みを進めるに当たっては、**企業と銀行双方にとって密な連携が必要であり、協力しながら対応を検討することが重要。**



企業

#### ①リスク・機会の整理・評価

- まずは、シナリオ分析等を通じて、気候変動がもたらすリスク・機会を整理・認識し、自社にとっての重要な課題の特定や影響度を評価。

#### ②戦略・対応方針・移行計画の検討

- その分析結果を踏まえ、気候変動対応に係る戦略・方針・移行計画等を策定。

#### ③実施・開示の充実

- 同戦略等に沿って取組みを実施。
- ステークホルダーとの建設的な対話や、事業の持続的な成長に向けた資金を調達するためにも、TCFD等にもとづく開示の充実が重要。



銀行

### ソリューションの提供

- 顧客企業と深度あるエンゲージメントを実施。気候変動が顧客企業にもたらす機会やリスクを分析。また、顧客企業を取り巻く環境、産業や技術の動向等、継続的に情報収集に努める必要あり。
- 顧客企業の状況やニーズに応じたさまざまなソリューションを通じて支援（詳細は10～11頁参照）。

※取引銀行の担当者とご相談のうえ、進めていただきますようお願いいたします。

※銀行により提供サービスは異なりますので、詳しくは取引銀行にご確認いただきますようお願いいたします。

※融資に当たっては、各銀行所定の審査等があり、必ずしも融資を保証するものではありませんので、ご注意ください。

## 2 企業とのエンゲージメント（続き）

具体的な取組みを進めるに当たっては、以下のガイダンス等をご参考ください。

① リスク・機会の整理・評価	環境認識 現状把握	<p><b>環境省「民間企業の方のための気候変動適応ガイド」</b> 気候変動適応を推進する際に参考となる情報や考え方を紹介するもの。 <a href="http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html">http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html</a></p> <p><b>日本商工会議所「CO2チェックシート」</b> 企業活動におけるCO2排出量を把握し、対策を講じる場合にどこから着手すれば良いのかを検証するためのツール。 <a href="https://eco.jcci.or.jp/checksheet">https://eco.jcci.or.jp/checksheet</a></p>
② 戦略・対応方針・ 移行計画の検討	シナリオ 分析  対応検討	<p><b>環境省「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド」</b> TCFD提言に沿った情報開示に向け、企業の気候関連リスク・機会に関するシナリオ分析を行う具体的な手順を解説したもの。 <a href="http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html">http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html</a></p> <p><b>環境省「SBT等の達成に向けたGHG排出削減計画策定ガイドブック」</b> 企業が中長期的視点から全社一丸となって取り組むべく、成長戦略としての排出削減計画の策定に向けた検討の手順、視点、国内外企業の事例、参考データを整理したもの。 <a href="http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html">http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html</a></p> <p><b>環境省「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」</b> 中小企業における中長期の削減計画の策定に向け、中小企業が取り組むメリットを紹介するとともに、省エネや再エネの活用や削減対策の計画への取りまとめ等の検討手順を整理したもの。 <a href="http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html">http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html</a></p> <p><b>経済産業省「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」</b> GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すもの。 企業がトランジションファイナンスを活用した気候変動対策を検討するに当たり、本ロードマップを参照することが想定。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html</a></p>

次頁へ続く

## 2 企業とのエンゲージメント（続き）

具体的な取組みを進めるに当たっては、以下のガイダンス等をご参考ください。

前頁からの続き

② 戦略・対応方針・ 移行計画の検討	資金調達	<p><b>環境省「グリーンボンドガイドライン」等（グリーンファイナンスポートアル）</b> グリーンボンドに係る具体的対応を検討する際に、判断に迷う場合に参考とし得る具体的対応の例や国内の特性に即した解釈を整理したもの。グリーンファイナンスポートアルでは、そのほかのグリーンファイナンスのガイドラインも掲載。 <a href="http://greenfinanceportal.env.go.jp/">http://greenfinanceportal.env.go.jp/</a></p> <p><b>経済産業省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」</b> トランジションファイナンスの基本的な考え方や資金調達者に期待される事項と対応方法等を整理したもの。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html</a></p> <p><b>TCFDコンソーシアム</b> 「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイドランス2.0（グリーン投資ガイドランス2.0）」 投資家等が開示情報を読み解く際の視点を示したもの。 本ガイドランスを通じて投資家等の視点に対する企業側の理解が深まることも期待されている。 <a href="https://tcfd-consortium.jp/about">https://tcfd-consortium.jp/about</a></p>
③ 実施・ 開示の充実	実施	<p><b>環境省「脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）」</b> 脱炭素化に向けた取組みを支援するための補助・委託事業を掲載したもの。 企業において実施に当たり活用することが想定される。 <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/</a></p> <p><b>TCFDコンソーシアム「気候関連財務情報開示に関するガイドランス2.0（TCFDガイドランス2.0）」</b> TCFD提言への対応を進めるための第一歩を示すものとして、 TCFD提言に沿った開示に向けた解説や業種別ガイドランスを示したもの。 <a href="https://tcfd-consortium.jp/about">https://tcfd-consortium.jp/about</a></p>

## 参考

## 関係省庁等の支援策

公表主体	名称	掲載情報/ URL
環境省	脱炭素化事業支援情報サイト (エネ特ポータル)	脱炭素化に向けた取組みを支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等が掲載 <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/</a>
	エネルギー対策特別会計における 補助・委託等事業 (パンフレット)	脱炭素化に向けた取組みを支援するための補助・委託事業の一覧が掲載 <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/</a>
	脱炭素ポータル	脱炭素社会の実現に向けた 国の取組み、トピックス、新着ニュースや関連サイトなどの情報が掲載 <a href="https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/">https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/</a>
	グリーンファイナンスポータル	グリーンファイナンスの種類やそれぞれ概要・仕組み、活用する際のチェックリストが掲載 <a href="http://greenfinanceportal.env.go.jp/">http://greenfinanceportal.env.go.jp/</a>
経済産業省	温暖化対策	地球温暖化対策に関する経済産業省の施策が掲載 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/</a>
資源 エネルギー庁	地球温暖化・省エネルギー	地球温暖化・省エネルギーに関する情報が掲載 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ondankashoene/">https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ondankashoene/</a>
日本取引所 グループ	JPX ESG Knowledge Hub	上場会社がESG情報の開示に取り組む際に役立つ情報が掲載 <a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/">https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/</a>

# 参考 用語集

エンゲージメント	顧客企業と金融機関・投資家等との間の、脱炭素化に向けた取組みの推進などESG課題への対応等に関する建設的な対話のことをいう。
温室効果ガス (GHG)	大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスのことをいう。主なものとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等がある。
カーボンオフセット	企業が温室効果ガスの排出削減の努力を行いつつ、どうしても排出削減が困難な温室効果ガスについて、その排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方のことをいう。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量が全体として均衡している状態のことをいう。
カーボンフットプリント	商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じて排出される温室効果ガスの排出量をCO2排出量に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みのことをいう。
カーボンプライシング	CO2排出量に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法のことをいう。具体的には、炭素税、国内排出量取引、クレジット取引、国際機関による市場メカニズム、インターナル・カーボンプライシング等の類型がある。例えば、炭素税は燃料・電気の利用（=CO2排出）に対して、その利用量に比例した課税を行うことで、CO2排出量に価格を付ける仕組みであり、国内排出量取引は企業ごとにCO2排出量の上限を決め、上限を超過する企業と下回る企業との間で排出枠を売買する取引で、CO2排出量の価格は排出枠の需要と供給により決まる仕組みである。
気候変動	地球温暖化の進行に伴う世界的な異常気象や災害の頻発化・激甚化のことをいう。気候変動により、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じる可能性があるとされている。
気候変動リスク	地球温暖化対策に伴う社会や政策の変化、気候変動に伴う災害や気候パターンの変化が顕在化した際に発生し得る損害のリスクのことをいう。具体的には、「移行リスク」（脱炭素社会への移行（気候変動緩和のための政策変更、技術革新、投資家・消費者のセンチメント・需要・期待の変化等）によって引き起こされるリスク）と「物理的リスク」（気候変動に伴う極端な気象現象の過酷さ・頻度の上昇等急激に起こるリスクと、海面上昇等の長期的な気候パターンの変化によって引き起こされるリスク）に分類される。

# 参考 用語集（続き）

[前頁からの続き](#)

グリーンウォッシュ	環境改善効果が伴わないにもかかわらず、あたかも環境に配慮しているかのように見せかけることをいう。 (類語：SDGsウォッシュ、トランジションウォッシュ)
公正な移行（Just Transition）	ICMAの定義によれば、グリーン経済への移行による実質的な利益が広く共有されるよう確保するとともに、経済的な不利益を被る立場にある者（国、地域、産業、コミュニティ、労働者、消費者を含む）を支援することを目指すことをいう。公正な移行の概念は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の「誰一人取り残さない」という理念を反映したものとなっている。
コーポレートガバナンス・コード	実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、金融庁が策定した「コーポレートガバナンス・コード原案」等を踏まえ、各証券取引所が制定している。例えば、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードでは、プライム市場の上場企業に対して、TCFDまたはそれと同等の枠組みにもとづく開示の質と量の充実を進めることを求めている。
再生可能エネルギー	非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるエネルギーのことをいう。具体的には、わが国では、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが再生可能エネルギーとして定められている。
座礁資産	市場環境や社会環境が激変することにより、価値が大きく毀損する資産のことをいう。
サステナブル・ファイナンス	国連の持続可能な開発目標（SDGs）の枠組みを直接的・間接的に支援することにより、強固で持続可能かつバランスのとれた包括的な成長の達成に貢献する金融手法のことをいう。目的や資金使途の制約有無に応じて、いくつかの種類に分類され、例えば企業の環境貢献事業に対して融資する「グリーンローン」などがある（11頁参照）。
シナリオ分析	地球温暖化や気候変動そのものの影響や、気候変動に関する長期的な政策動向による事業環境の変化等にはどのようなものがあるかを予想し、そうした変化が自社の事業や経営にどのような影響を及ぼし得るかを検討するための手法のことをいう。自社で独自のシナリオを検討する方法や国際機関（IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change、気候変動に関する政府間パネル）、IEA（International Energy Agency、国際エネルギー機関））等が定めるシナリオを活用する方法がある。

[次頁へ続く](#)

# 参考 用語集（続き）

[前頁からの続き](#)

ダイベストメント (投資撤収)	ESGの観点（例えば環境問題についてはCO2排出の削減に関する脱炭素という観点）から、すでに投資対象として保有している特定の企業や業種に関わる有価証券等を売却する投資手法のこと。
タクソノミー	環境上サステナブルな経済活動を分類・定義した経済活動のリストのことをいう。欧州をはじめ世界各国においてタクソノミーを策定する動きがみられる。「グリーン」や「サステナブル」等の概念を明確な基準として制度化することにより、グリーンウォッシュを防止し、真にサステナビリティ目標に資する資金フローを実現することを目的としている。
脱炭素	温室効果ガスの排出源である石油や石炭、天然ガス等の化石燃料から脱却することをいう。（類語：GX（Green Transformation、グリーントランスフォーメーション）。化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に向け、社会経済をグリーン化させることをいう。）
トランジション (移行)	一足飛びの脱炭素化が難しい温室効果ガスの多排出産業を中心に、企業が省エネ・燃料転換等を含む着実な脱炭素化に向けた移行への取組みを進めることをいう。わが国の産業構造上、製造業を占める割合が相応に高く、トランジションが重視されている。
ネットゼロ	温室効果ガスの排出量と吸収量が全体として同量となることをいう（排出量＝吸収量＝全体として排出量がゼロ）。
パリ協定	2015年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、京都議定書に続く2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みのことをいう。パリ協定では、すべての参加国・地域が温室効果ガス排出・抑制目標を定めることを規定しており、世界共通の長期目標として気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することを掲げ、今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のネットゼロを目指すことを謳っている。2016年11月に発効し、新興国も含めたすべての国に対して2020年より運用が開始された。
COP26	2021年10月～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議のことをいう。COP26においては、「グラスゴー気候合意」が採択され、2030年までを「決定的な10年」（critical decade）と位置づけ、今世紀半ばのカーボンニュートラルおよびその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めることに合意した。

[次頁へ続く](#)

# 参考 用語集（続き）

[前頁からの続き](#)

ESG	環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を表す用語であり、企業が自らの価値を高めるうえで、これらの観点を取り入れることが重要とされている。（類語：サステナビリティ）
GFANZ	Glasgow Financial Alliance for Net Zero、ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟。 2050年までの温室効果ガス排出量のネットゼロを目指すグローバルな金融機関の有志連合のことをいう。傘下には、銀行（NZBA）、保険（NZIA）、アセットマネージャー（NZAM）、アセットオーナー（NZAOA）等の金融分野ごとにアライアンスが設置されている（13頁参照）。
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change、気候変動に関する政府間パネル。 世界気象機関（WMO）および国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された政府間組織のことをいう。気候変動に関する最新の科学的知見について評価を行い、定期的に報告書を作成しており、同報告書は国際交渉や国内政策のための基礎情報として活用されている。
ISSB	International Sustainability Standards Board、国際サステナビリティ基準審議会。 IFRS財団に設置された国際的に統一されたサステナビリティ報告基準の開発を検討する審議会のことをいう。
PRI	Principles for Responsible Investment、国連責任投資原則。 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の主導により2006年に策定された自主的な投資原則のことをいう。PRIでは、機関投資家等に対し、投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込むことや、投資対象の企業にESG課題についての適切な開示を求めることが求められている。
RE100	Renewable Energy 100%。 電力使用量の多い大企業を対象として、遅くとも2050年までに使用電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指として設定し、その達成に向けて取り組むことを求める国際的なイニシアティブのことをいう。
SBT	Science Based Targets、科学的根拠にもとづく目標。 パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことをいう。その国際的なイニシアティブであるSBTiでは、企業のSBT設定を推進するとともに、その認定を行っている。

[次頁へ続く](#)

## 参考 用語集（続き）

[前頁からの続き](#)

Scope 1、Scope 2、Scope 3	<p>温室効果ガスの排出量を算定するうえでの概念であり、それぞれ以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出量。</li><li>・ Scope 2：他者から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴うエネルギー起源の温室効果ガスの間接排出量。</li><li>・ Scope 3：上記以外の事業者のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。特に金融機関のScope 3を「ファイナンスドエミッション」(financed emissions)と呼び、投融資先企業の温室効果ガス排出量が金融機関のScope3に含まれる。</li></ul>
SDGs	<p>Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標。 2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいう（2016年1月発効）。17のゴール・169のターゲットから構成され、ゴール13として「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」が規定されている。</p>
TCFD	<p>Task Force on Climate-related Financial Disclosures、気候関連財務情報開示タスクフォース。 各国の金融監督当局・中央銀行などから構成される金融安定理事会（FSB）により、2015年12月に設立された気候関連の情報開示および気候変動への金融機関の対応を検討するタスクフォースのことをいう。2017年6月に最終報告書（TCFD提言）を公表し、企業等に対して、気候関連リスクおよび機会に関する開示を推奨している。</p>